

# 伝建かわら版

20号

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区

## 伝統的建造物群保存地区（伝建地区）とは？

伝統的建造物群保存地区とは、文化財保護法に基づき、歴史的な町並みの残る地区を「伝統的建造物群」として指定し、建造物と町並みを一体的に保存、整備していく制度です。

嘉右衛門町伝建地区は、「日光例幣使街道に沿って形成された敷地割りを良く残し、江戸時代末期から近代にかけて建築された、主屋や土蔵など伝統的建造物が残り、街道沿いに発展した在郷町の特色ある歴史的風致を伝え、我が国にとって価値が高い」として、平成24年7月に国の重要伝統的建造物群保存地区に栃木県で初めて選定されました。

### 伝建地区の名称・面積

名称：栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区

面積：約9.6ha

### 伝統的建造物

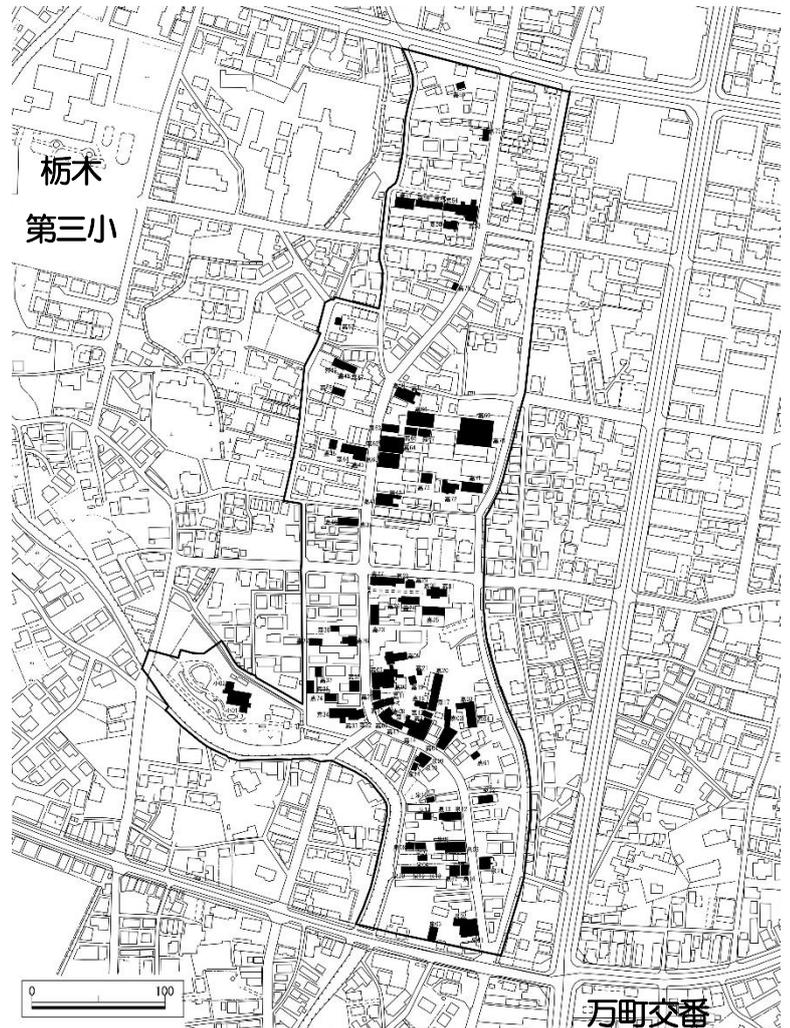
主として江戸時代末期（約150年前）から昭和前期（昭和20年頃）までにかけて建造された建築物・工作物のうち、地区の特性を維持していると認められるものを「伝統的建造物」として特定しています。

（右図のうち、黒塗りのものが伝統的建造物として特定された建築物）

#### 【特定件数】（令和5年6月現在）

- ・建築物（蔵・主屋等） 102件
- ・工作物（門・板塀等） 36件
- ・環境物件（松・庭園等） 5件

### 伝建地区の範囲



## 現状変更許可制度をご存知ですか？

伝建地区の町並みは、歴史的な建物だけではなく、地区全体でつくられています。

そのため、伝建地区の町並みを今後も保存していくために、すべての建築物・工作物などの現状の変更（外観の変更など）を行う場合は、事前に許可が必要となります。

この制度により、嘉右衛門町伝建地区の町並みが守られています。

国にも認められた嘉右衛門町伝建地区の町並みを、より良く、より素晴らしいものとして大切に保存し、未来に繋げていくためにも、現状変更の規制にご理解とご協力をお願いいたします。

## 建物の修理などをお考えの方はお早めにご相談ください

建物（住宅、店舗、蔵など）・工作物（門、塀など）などについて、事前に許可が必要となる主なものは以下のとおりです。内容によって、許可になるまでに時間を要する場合もありますので、業者の方に頼む前に、蔵の街課までお早めにご相談ください。

### 【許可が必要な主なもの】

- 修理を行う場合（外壁の塗り替えなども対象）
- 新築、増築、改築する場合
- 取り壊す場合 など

※許可の対象は、建物・工作物のほか、看板や  
エアコン室外機の設置なども含まれます。



※現状から外観に変更が生じる場合は許可が必要となりますので、ご注意ください。

※伝統的建造物の修理など、内容によって補助の対象となる場合があります。

補助制度の詳細については、お気軽に蔵の街課へお問い合わせください。

## たとえばこんな時…

Q. 建物の修理を考えています。伝統的建造物ではない建物ですが、許可は必要ですか？

A. 伝統的建造物であるか否かに関わらず、伝建地区内のすべての建物・工作物の修理や増改築、新築などを行う場合は、現状変更許可の対象です。

軽微な工事であっても、事前に許可が必要となりますので、工事の程度に関わらず蔵の街課にご相談ください。

【発行・問合せ】 栃木市 地域振興部 蔵の街課 重伝建係

TEL：0282-21-2571

FAX：0282-21-2685

〒328-8686 栃木市万町9-25

E-mail: denken@city.tochigi.lg.jp